

「特定悪臭物質の測定の方法」の一部を改正する告示の公布について

平成 29 年 6 月 30 日（金）
環境省水・大気環境局大気生活環境室
直通 03-5521-8299
代表 03-3581-3351
室長 行木 美弥（内線 6540）
係長 岩原 久恵（内線 6543）
担当 鯨井 佑弥（内線 6545）

特定悪臭物質のうちアンモニアについて測定が可能な分析手法を新たに追加するため、悪臭防止法施行規則第 5 条の特定悪臭物質の測定方法について定めた告示の一部を改正する告示が本日公布・施行されました。

1. 背景・趣旨

特定悪臭物質のうちアンモニアについて測定が可能な分析手法を新たに追加するため、悪臭防止法施行規則第 5 条の特定悪臭物質の測定方法について定めた告示の、一部を改正する告示が本日公布・施行されました。

2. 改正の概要について

アンモニアの測定方法（別表第 1）のうち、敷地境界線における濃度の測定について、日本工業規格 K 0 0 9 9（※）に定める方法（イオンクロマトグラフ法）を新たに追加する。

（※）日本工業標準化調査会ホームページ（<http://www.jisc.go.jp/index.html>）にて閲覧が可能。

ただし、以下の点について留意すること。

- 試料の捕集において、10 L/min の一定流量で通気することが望ましいが、ガラスろ過板の目詰まりその他のやむを得ない理由により、10 L/min の一定流量で通気することが困難であり、かつ、分析感度に十分余裕がある場合には、若干低い流量で通気しても差し支えない。

○ 試料の採取において、試料の水分が少なく、吸着の恐れがないと考えられる場合には、試料採取用ポンプ（※1）及び試料採取袋（※2）を用いて、試料採取用ポンプと試料採取袋をシリコンゴム管で接続して試料ガスを採取する操作により、いったん試料採取袋に試料ガスを採取しても差し支えない。この場合は、試料採取袋に採取した試料ガスを、可及的速やかに、試料捕集装置（※3）を用いて、10L/min で5分間大気を吸引し（※4）捕集溶液中に試料を捕集すること。

※1 10L/min以上の大気を吸引する能力を有し、かつ、試料ガスの通過部分が交換可能であるもの。

※2 ポリふっ化ビニルフィルム製、ポリエステル（化合物名ポリエチレンテレフタレート）フィルム製又はこれらと同等以上の保存性能を有する樹脂フィルム製で、内容積が50L程度のもの。

※3 試料捕集装置は、告示別表第1の2の（1）に示すものであって、告示別表第1の別図に掲げる構成のものとする。

※4 10L/minの一定流量で通気することが困難である場合には、低い流量で通気しても差し支えないものとする。

3. 公布・施行日

平成29年6月30日

4. 意見募集（パブリックコメント）の結果概要（詳細は添付資料2）

（1）意見募集対象

「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年5月環境庁告示第9号）の一部を改正する案について（概要）

（2）意見募集期間

平成29年3月28日（火）～4月26日（水）

（3）意見の提出数

- ・意見提出者数 3名
- ・提出された意見数 4件

添付資料

添付資料1 特定悪臭物質の測定の方法を改正する件（新旧対照条文）

添付資料2 「特定悪臭物質の測定の方法」の一部を改正する案に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

※添付資料については報道発表トップページのURLを参照ください。

<http://www.env.go.jp/press/index.html>

○環境省告示第五十九号

悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第五条の規定に基づき、特定悪臭物質の測定の方法（昭和四十七年五月環境庁告示第九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年六月三十日

環境大臣 山本 公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
-----	-----

別表第 1

アンモニアの測定方法

第 1 敷地境界線における濃度の測定—吸光光度法

1～3 (略)

第 2 敷地境界線における濃度の測定—イオンクロマトグラフ
法

日本工業規格 K0099 に定める方法により測定するものとする。ただし、インドフェノール青吸光光度法を除く。

備考

- 1 試料の捕集の際、ガラスろ過板の目詰まりその他のやむを得ない理由により、10 L/min の一定流量で通気する事が困難であり、かつ、分析感度に十分余裕がある場合には、若干低い流量で通気しても差し支えない。
- 2 試料の水分が少なく、吸着のおそれがないと考えられる場合には、別表第 2 の第 1 の 2 の (1) のア及び (2) (注 1) に示す装置及び器具を用いて、同表の第 1 の 3 の (2) のアに示す操作によりいったん試料採取袋に試料ガスを採取しても差し支えない。この場合は試料採取袋に採取した試料ガスを可及的速やかに第 1 の 2 の (1) に示す試料捕集装置を用いて第 1 の 3 の (1) (注 2) に示す操作により捕集すること。

(注 1) 試料採取袋の内容積は 50 L 程度のものを用いる

別表第 1

アンモニアの測定方法

第 1 敷地境界線における濃度の測定

1～3 (略)

(新規)

こと。

(注2) 10L/minの一定流量で通気する事が困難である場合には、低い流量で通気しても差し支えないこと。

3 この測定方法における用語その他の事項でこの測定方法に定めのないものについては、日本工業規格に定めるところによる。

第3 (略)

別図 (略)

第2 (略)

別図 (略)

「特定悪臭物質の測定の方法」の一部を改正する案に対する
意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1. 意見募集方法

(1) 意見募集期間

平成 29 年 3 月 28 日（火）～平成 29 年 4 月 26 日（水）

(2) 意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口、環境省ホームページに掲載、記者発表

(3) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出数 : 3 通

内訳	郵送	ファックス	電子メール	計
個人	0	0	3	3
団体	0	0	0	0
計	0	0	3	3

(2) 整理した意見の総数 : 4 件

(3) 意見と意見に対する考え方について : 別紙のとおり

「特定悪臭物質の測定の方法」の一部を改正する案に対する意見の募集(パブリックコメント)実施結果について

No.	御意見		意見に対する考え方	意見 件数
	該当箇所	意見内容		
1	全般に関すること	告示試験方法についてJIS化を行なわないのはなぜですか。	JISは、日本国の工業標準化の促進を目的とする工業標準化法に基づき制定される国家規格であり、悪臭防止法の規制基準に適合するか否かを判定する目的である当該測定法とは主旨が異なります。	1
2	全般に関すること	各物質についてLC-MS/MS,IC-MS/MS,GC-MS/MS等の最新の試験方法を許可しないのはなぜですか。また、固体捕集は不可能なのでしょうか。	「特定悪臭物質の測定の方法」として、新たに採用が可能な分析手法については現在調査を進めているところです。調査の結果を踏まえ検討してまいります。	1
3	全般に関すること	アンモニアの測定方法(別表第1)のうち、敷地境界線における濃度の測定について、JIS k0099よりイオンクロマトグラフが追加されるとのことですが、排ガスとの整合性をとるためだと思いますが一方JIS k0102(環境測定 水質のJIS)のアンモニアの測定では流れ分析法も採用されています。JIS K0099 もK0102もほとんど同じ原理だと思います。流れ分析法は追加の検討はされないのでしょうか？	特定悪臭物質のうち硫黄系四物質以外は、排出水中の悪臭物質の濃度と大気中に蒸散した当該悪臭物質との濃度の関係が明らかでないため、排水に関する基準(3号基準)が定められておりません。そのため、アンモニアについては排水の測定法を定めておりません。今後も引き続き調査研究を行い、基準の策定に向けて、検討してまいります。	1
4	その他に関すること	政策に関する提言	ご意見の内容は今回のパブリックコメントの対象外となりますが、悪臭防止行政に関するご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	1